

## よくある質問

Q. 口頭で契約しており、賃貸借契約書がありませんが申請できますか。

A. 家賃、店舗の所在地等を確認する必要があることから、契約書がない場合は補助の対象とはなりません。

Q. 店舗兼住宅を借りている場合、補助の対象となりますか。

A. 主として、居宅として利用されている場合は対象とはなりません。

なお、主として店舗として利用され、間仕切り等により物理的に明確に区分されている場合は、店舗部分の面積割合が補助対象となります。面積が分かる資料及び図面や写真等を提出してください。

Q. 共益費、駐車場代等が賃料に合算されている場合、金額はどのように算出すればよいですか

A. 賃貸借契約書とともに、貸主（大家又は不動産会社）から「家賃証明（事業用家賃の賃料がわかるもの）」等を発行してもらい、提出してください

Q. 売上額がわかる資料は何を用意すればよいですか。

A. 試算表や月別の損益計算書、決算書の月別の売上状況が記載されている欄を指します。直近の試算表等がない場合、申請者の捺印のある任意の様式でも申請可能です。

前年度の売上については、決算書、確定申告書で確認させていただきます。

Q. 昨年度の月ごとの売上額を示す資料がありません。

A. 申告書に記載した年間の売上額を12か月で割った数字を用いてください。

Q. 賃貸借契約書の契約日について

A. 令和2年3月1日以前に締結されているものを有効とします。（令和2年3月1日以前に開業していることを条件としているため。）

Q. 創業から1年経過していないため、前年比が出せません。

A. 令和2年3月1日時点で開業していることが条件となります。創業から1年未満の場合でも、以下の要件に該当する場合は補助の対象となります。

### 1 要件

令和2年3月1日時点で開業していること。

### 2 1年に満たない場合の売上額の確認方法（①②③のいずれか）

- ① 開業にあたり、融資を受けている者であって、令和2年3,4,5月のいずれかの月の売上額が、金融機関に提出した創業計画書における売上見込み額と比較して50%以上減少している者
- ② 令和2年3,4,5月の平均売上額が、それ以前の3か月の平均売上額と比較して30%以上減少している者。
- ③ 令和2年3,4,5月のいずれかの売上額が令和2年3,4,5月の平均売上額と比較して30%以上減少している者。